

死亡胎児の研究利用の是非について

2003. 12. 12.

秋葉 悅子（富山大学）

I. 死亡胎児の由来

1) 自然流産

死産の届出に関する規程第3条=すべての死産の届出義務

2) 人工妊娠中絶

① 中絶を誘導すれば、自己墮胎罪の共犯（刑法212条、65条）が成立しうる。

cf. 胎児組織移植に関する世界医師会声明（1989）

- ・女性の中絶の決断に、胎児組織の移植が影響を及ぼす可能性がある。
- ・中絶を迷っている女性は、中絶の選択により何らかの善をなしうるという理由で心を動かされるかもしれない。

→ 中絶判断前に、女性に同意を求めてはならない。

② 使用可能な組織の採取と保存を目的とする中絶は、母体保護法14条1項の適応要件に該当せず、業務上墮胎罪（214条）が成立しうる。

cf. 世界医師会声明（上掲）

- ・中絶に関する医療従事者は、その中絶によってもたらされた組織の移植に参加しない。また、その移植から一切の利益を受け取らない。
- ・中絶時期、中絶技術は、組織の採取のためではなく、妊婦の安全性を配慮して決定されるべき。

II. 生存しているか、死亡しているか

1) 生存しているとき

① 25週の人工妊娠中絶児を放置した医師に対し、業務上墮胎罪と保護責任者遺棄致死罪（刑法218条）の成立を認めた最高裁の判例（最決昭63・1・19刑集42・1・1）がある。

② 生存能力のない胎児について

胎児傷害について、業務上過失致死罪（211条）の成立を認めた判例（最決昭63・2・29刑集42・2・314〔水俣病事件決定〕）の趣旨からすると、「人」として保護の対象とされる可能性もある。学説には争いがある。

cf. 欧州評議会勧告1046（1986）

- ・使用可能な素材を分離する目的で胚や胎児を人工的に生かし続けることは禁じられる（補遺BⅢ）。

ドイツ胚保護法草案（1986）

- ・生存能力のない胚または胎児を墮胎させた後、人為的に生命の維持を図ること、
不必要的実験を行うことを禁止（3条）

〔理由書〕痛みの感覚のある、比較的発達した段階にある胎児が侵害にさらされることは、発育過程にあるヒトの生命の尊重という要求にそぐわない。

アメリカでは、残虐な妊娠中絶技術を禁止する法案が成立（2003.11.5）。

2) 死亡しているとき

① 死体解剖保存法 1条 = 4月以上の死胎のみが「死体」とみなされる。

- ・日本産科婦人科学会会告（1987、解説追加 2001.12.15）

= 12週未満でも、死体解剖保存法にしたがう。

- ・胎児の身体の法益性を認めた水俣病事件最高裁決定（上掲）の趣旨からすれば、死体解剖保存法の規定に従わずに組織を摘出すると、死体損壊罪（刑法 190条）の成立の可能性がある？

cf. 欧州議会勧告 1046（1986）

- ・治療中の病気が稀で、同程度に有効な治療法がなく、治療を受ける者に明らかな利益があるとき（生存が可能になる等）、以下の規定に従って、死亡したヒト胚または胎児の使用が例外的に許容される。

- a) 妊娠の終了の決定と条件が、胚または胎児の使用によって影響されではない。
- b) 高度の資格を有するチームによって行われなければならない。
- c) 中絶チームと移植チームの完全な独立性。
- d) 両親の同意。
- e) 利潤追求の禁止（補遺IV）。

② 死の判定基準

cf. ドイツ医師会「胎児細胞と胎児臓器の利用のためのガイドライン」（1991）

- ・自発呼吸、心臓の鼓動。早産のときは脳死の基準（2）。

フランス国家生命倫理諮問委員会「治療、診断および研究目的での死亡胎児および胚組織の使用に関する勧告」（1984）

- ・血液循環の停止。組織検査は死亡確認後でなければ許されない。